

岡崎市長 柴田 紘一

本市では、平成 11 年 3 月に環境基本計画を策定し、岡崎市の望ましい環境像として「自然とふれあい、魅力的な自由時間を過ごせる『環境共生都市 岡崎』」と定め、さまざまな環境施策を進めてまいりました。この間、市民の皆様方のご協力により、環境保全への取り組みが一步步ずつ前進してきたことに対し感謝申し上げます。

しかしながら、計画策定以降に本市が中核市に移行したことや、環境基本条例の制定、額田町との合併といった市を取り巻く環境の変化がありました。さらに生物多様性を脅かす地球規模の環境問題の発生や地球温暖化の問題もクローズアップされ、市民の皆様の環境に対する意識も刻々と変化してきております。

こうした社会的状況の変化やさまざまな環境問題を十分に反映し、環境への負荷が少なく持続的な発展が可能な社会を実現するために、平成 18 年度から環境基本計画の見直しに着手しました。

環境問題は私たちの身近な生活や企業活動から引き起こされていることから、市民、事業者との協働なくしては問題の解決を図ることはできません。そこで、こうし

た認識を実践行動に移すため、市民の皆様を主体としました「岡崎市環境まちづくり市民会議」で、計画を作成する段階から協議が重ねられてきました。

その結果、望ましい環境像に加え、より具体的な分野別ビジョンが示され、このビジョンを達成するために、協働プロジェクトを中心とした新たな環境基本計画が示されました。

今後は、環境将来像（ビジョン）を実現するために、市民、事業者、行政など多様なセクターが連携し、協働できるパートナーシップ組織を設立し、プロジェクトの推進を図るとともに、本市の豊かな自然環境と快適な生活環境を築き、そして守ることができるよう諸施策を推進してまいります。市民の皆様には、環境基本計画の趣旨をご理解いただき、積極的なご参加とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご協力を賜りました「岡崎市環境まちづくり市民会議」の委員の皆様をはじめ、計画の策定にご尽力賜りました多くの皆様方に心からお礼申し上げます。

岡崎市環境まちづくり市民会議委員一同

私たちは、かつてない新たな取り組みを始めました。それは「市民の市民による市民のためのまちづくり」です。

環境問題は 21 世紀最大の問題といわれます。私たちは 20 世紀を通じて“大量消費の習慣”を身につけてきました。その習慣が、地球環境を破壊し、いま人類の未来を脅かしているのです。森はやせ、川はよごれ、気候変動が既に起こり始めています。私たちは、自らが抛って立つ足場を、自らの手で崩し続けているのです。

これまで私たちは、環境対策を行政まかせにしてきました。しかしこの難問は、行政の力だけで解決できる問題ではありません。なぜなら、環境問題は私たち一人ひとりが引き起こしている問題だからです。

岡崎市は、市民に呼びかけました。「一緒に、岡崎の環境を守り、創っていきましょう」と。

呼びかけに応じて、52 名の市民が集まりました。それが、私たち「岡崎市環境まちづくり市民会議」の委員です。

環境問題を解決し、環境と調和した持続可能な地域社会を築くにはどうしたらいいのか、私たち委員は行政側の委員とともに検討を重ねました。また、市内各所に足を運び、現況の視察も随時行いました。さらに、中間案発表会では各地区の皆さまのご意見を頂き、多数の方々に助けられつつ、3 カ年にわたって真剣に討議しました。

その成果が、概要版 11 ページから紹介する 17 のプロジェクトで、これは、市民と事業者と行政が協働で進める、新しい取り組みです。岡崎の未来は、市民と事業者と行政が一つになって築いてゆくのです。

しかし、これらのプロジェクトは、まだ単なる計画にすぎません。実施にさいしては、より多くの市民と事業者の参加が必要です。プロジェクトを大きなうねりとして全市に広げていくために、ぜひ皆さまの力をお貸しください。計画を絵に描いた餅に終わらせてはなりません。一緒に行動しましょう。岡崎の未来のために。そして地球の未来のために。

環境基本計画書の改訂について	02
岡崎市環境基本計画について	03
計画の目的	03
計画の位置づけ	03
計画の期間	03
対象とする範囲	04
計画の基本方針	04
望ましい環境像と環境目標	05
望ましい環境像	05
環境目標	05
市民・事業者・行政協働プロジェクト	08
環境基本計画改訂の歩み	08
「地域や社会が直面している環境問題」と「私たちの課題」そしてビジョン	09
市民協働プロジェクト	11
市民協働プロジェクトと環境目標	28
市民協働プロジェクトの目標と指標	29
計画推進	30

岡崎市環境基本計画の改訂について

●平成 11 年 3 月 岡崎市環境基本計画の策定（目標年度平成 32 年、重点施策目標平成 22 年）



平成 13 年 3 月 岡崎市環境基本計画行動計画策定
（目標年度 平成 22 年度）

平成 15 年 4 月 中核市への移行

平成 18 年 1 月 額田町との合併
岡崎市環境基本条例制定

計画策定から 10 年を迎え、この 10 年間の活動成果や到達を踏まえ、岡崎市を取り巻く状況の変化、自然環境保全や、交通公害といった地域環境問題だけでなく、地球温暖化などの地球規模の環境問題への対応など計画の改訂の必要性が高まる。

●改訂に関する基本方針

- 1 11 年策定の「望ましい環境像」及び環境目標を実現する。
- 2 環境基本条例の理念（第 3 条）と基本方針（第 9 条）を実現する。
- 3 市民・事業者・行政との協働により策定する。
- 4 具体的な行動プロジェクト主体に構成する。
- 5 推進・評価の仕組みを明確にし、実行・実現を視野にいたした策定を進める。

計画の目的

私たちは誰もが、環境への負荷が少なく、持続的な発展が可能な社会の下で健康で安全、安心かつ文化的な生活を営む権利を有しています。一方で、こうした環境を守り、育み、将来世代へ引き継ぐ責務を担っています。

岡崎市環境基本計画は、本市のかけがえのない地域の自然環境と特性を活かした社会経済活動との調和を図りながら、これまで以上に環境への負荷の少ないライフスタイルを推進し、良好な環境の保全及び創造を実現するため、必要な環境将来像（ビジョン）や環境施策（市の施策及び市民協働プロジェクト）を定め、市民や事業者、市がパートナーシップ（協働）を形成しながら環境政策を推進することを目的としています。

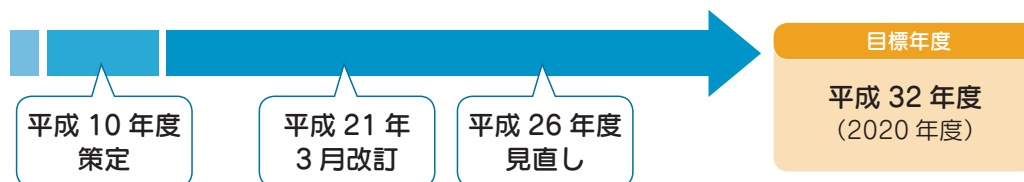
計画の位置づけ

岡崎市環境基本計画は、岡崎市基本構想を踏まえ岡崎市総合計画を環境面から補完しながら、市の将来環境について長期的、総合的な施策と行動を策定する環境面での総合計画として位置づけ、岡崎市環境基本条例第10条に基づき策定しています。

市の将来環境を形成していく環境施策の基本となる計画であることから、環境に影響を及ぼす各種計画及び施策を立案・実施するにあたっては、本計画との整合を図るものとします。



計画の期間



なお、市民協働プロジェクトについては施策・事業の進捗状況により、随時必要な見直しを行います。また、計画全体についても、社会情勢の変化、科学技術の進展、環境問題の変化などが生じることが想定されることから、概ね6年後に必要な見直しの検討を行います。

対象とする範囲（計画の対象範囲）

地域の範囲

本市全域を対象範囲としますが、環境の影響については広く地球環境まで視野にいきます。

推進主体の範囲

市 民	市内に在住、在勤、在学する方（市民活動団体等含む）
事業者	市内で事業活動を行っている企業や組合、自営業者
行 政	プロジェクトでは、本市のみならず、県や国とも調整

対象とする範囲

自然環境

生物種やその生息・生育環境の保全を目的に、地象、水象、動植物に関する環境要素を対象とします。

- 野生動植物、河川（水辺）、農地、森林等

生活環境

健全な生活環境の形成を目的に、大気や水質など主に生活に関する環境要素を対象とします。

- 廃棄物、化学物質、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地下水汚染等

快適環境

快適な生活空間の形成を目的に、歴史的資産、景観等に関する環境要素を対象とします。

- 景観、歴史、文化的環境等

地球環境

地球環境問題への取り組みを検討していくことを目的に、資源エネルギーやリサイクル等に関する環境要素を対象とします。

- 地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、世界の森林の減少等

本計画は、上記の環境分野を総合的にとらえるとともに、市民、事業者、市が連携して、環境保全と創造を推進するため、環境教育、環境学習、環境保全活動等も環境分野と捉えます。

計画の基本方針

岡崎市環境基本計画では、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で環境について考え、環境保全や環境にやさしいライフスタイルの実践と環境との共生を実現していくために、環境基本計画の方針を次のように定めています。

〃 市民、事業者、市が一体となり、良好な環境を 〃
将来に継承する。

〃 市民、事業者、市が一体となり、環境にやさしい 〃
ライフスタイルを確立する。

なお、本計画の理念等は、平成18年1月1日に制定された岡崎市環境基本条例に沿っています。



望ましい環境像

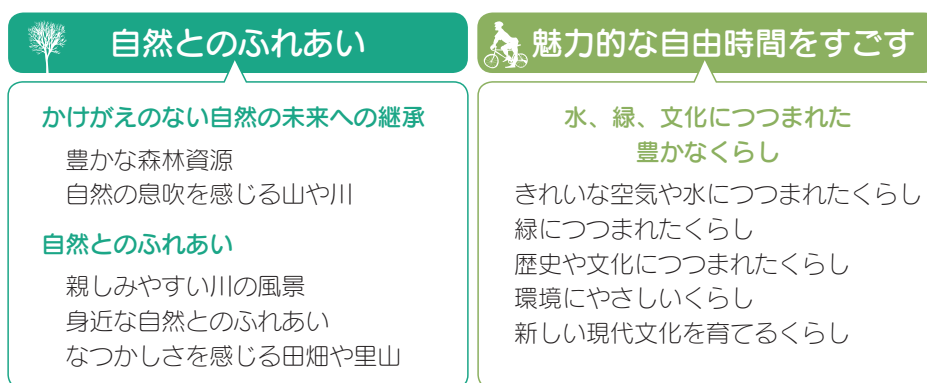
岡崎市環境基本計画では、豊かな自然を未来とともに共有し、その恵みをともに享受しながら、自然とふれあい、自然を感じ、魅力的な自由時間をすごせる未来都市の形成をめざして、本市の望ましい環境像を以下のように提示します。

私たち岡崎市民は、矢作川や乙川の流に培われた豊かな自然からの恵みを享受しています。このかけがえのない自然を未来に引き継ぎながら、環境にやさしいライフスタイル（エコスタイル）が定着し、環境との共生を保った循環型都市（エコシティ）の形成をめざします。

自然とふれあい、魅力的な自由時間をすごせる

「環境共生都市 岡崎」

～エコライフ、エコシティ 岡崎～



環境目標

岡崎市環境基本計画では、環境課題と将来顕在化が予想される課題を踏まえ、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境、ライフスタイルから「望ましい環境像」を実現するための5つの「環境目標」を設定します。

望ましい環境像

自然とふれあい、
魅力的な自由時間をすごせる

「環境共生都市 岡崎」

環境目標 1 「水と緑豊かな自然とふれあえるまちに」

環境目標 2 「良好な生活環境が確保されるまちに」

環境目標 3 「歴史と文化を育む風格あるまちに」

環境目標 4 「地球環境に配慮するまちに」

環境目標 5 「環境を考え実践するまちに」

※改訂前 環境目標 2 : 「安全で健康な暮らしができるまちに」

環境目標 1. 水と緑豊かな自然とふれあえるまちに

1-1 豊かな自然を確保する

豊かな郷土の自然を残し、多様な動植物の生息・生育環境や自然生態系の保全をめざします。

- ① 広がりある自然の保全・保護施策の推進
- ② 貴重な自然の保全・保護施策の推進

1-2 自然がふれあえる場を確保する

公園緑地や水辺の整備などにより、人と自然のふれあいが保たれ、身近に自然を感じる生活環境の形成をめざします。

- ① 身近な自然の保全施策の推進
- ② 施設や街路、地域等の緑化推進
- ③ 農地の保全・活用
- ④ 生態系ネットワーク化の推進
- ⑤ 自然とのふれあいの場の整備
- ⑥ 自然とふれあう活動の育成と支援



環境目標 2. 良好な生活環境が確保されるまちに

2-1 健全な水環境を確保する

水源の涵養、水資源の有効利用、生活排水や事業所排水の抑制を図り、健全で恵み豊かな水環境をめざします。

- ① 水源の涵養
- ② 雨水の有効利用
- ③ 流域の連携
- ④ 生活排水対策の推進
- ⑤ 事業所排水対策の推進
- ⑥ 下水道の整備
- ⑦ 監視体制の充実
- ⑧ 水辺とふれあう機会の創出
- ⑨ 水環境保全活動の活性化



2-2 生活環境を保全する

大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、悪臭などの公害、ダイオキシン類などの問題に対して、未然防止を図り、健康に暮らしていける環境をめざします。

- ① 大気汚染への対策
- ② 騒音・振動の対策
- ③ 土壌汚染への対策
- ④ 悪臭問題への対策
- ⑤ ダイオキシン類対策
- ⑥ 地盤沈下への対策
- ⑦ 近隣環境問題への対応
- ⑧ 化学物資への対策
- ⑨ 監視体制の充実
- ⑩ クレーム対応

環境目標 3. 歴史と文化を育む風格あるまちに

3-1 人を育てる個性ある地域環境を形成する

歴史とともに培われてきた文化、郷土の風景など歴史的資産の保全活用を図り、郷土への愛着や誇りを感じることができる心豊かに暮らせるまちをめざします。

- ① 歴史的資産への啓発と保全活動の育成と支援
- ② 歴史的資産の保全と活用

3-2 人をつくる良好な都市景観を創造する

市民が日常生活の中で、憩い、やすらぎ、ゆとりが感じられるまちをめざします。

- ① 都市景観環境の整備
- ② 災害への対策

環境目標 4. 地球環境に配慮するまちに

4-1 地球環境問題への取り組みを推進する

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球環境に配慮したまちをめざします。

- ① 地球温暖化対策の統合的な推進
- ② 省資源、省エネルギーの推進
- ③ 二酸化炭素対策の推進
- ④ オゾン層保護の推進
- ⑤ 酸性雨対策の推進
- ⑥ 熱帯林保護の推進

4-2 ごみ減量とリサイクル、廃棄物の適正処理を推進する

3R（リデュース／発生抑制、リユース／再使用、リサイクル／再資源化・熱回収）を促進し、循環型のまちづくりをめざします。また、廃棄物は適正に処理されるまちをめざします。

- ① 減量、分別収集の推進
- ② リサイクル、有効利用の推進
- ③ ごみ処理施設の整備の推進
- ④ 産業廃棄物の適正処理の徹底
- ⑤ 産業廃棄物の 3R の推進

環境目標 5. 環境を考え実践するまちに

5-1 環境への意識の啓発を推進する

学校や地域、事業者などあらゆる社会の中で、環境教育・学習が推進され、身近な自然環境や地球環境の問題に興味をもち、市民、事業者、市が一体となって環境について考えるまちをめざします。

- ① 環境教育・学習の実践
- ② 環境学習の拠点整備

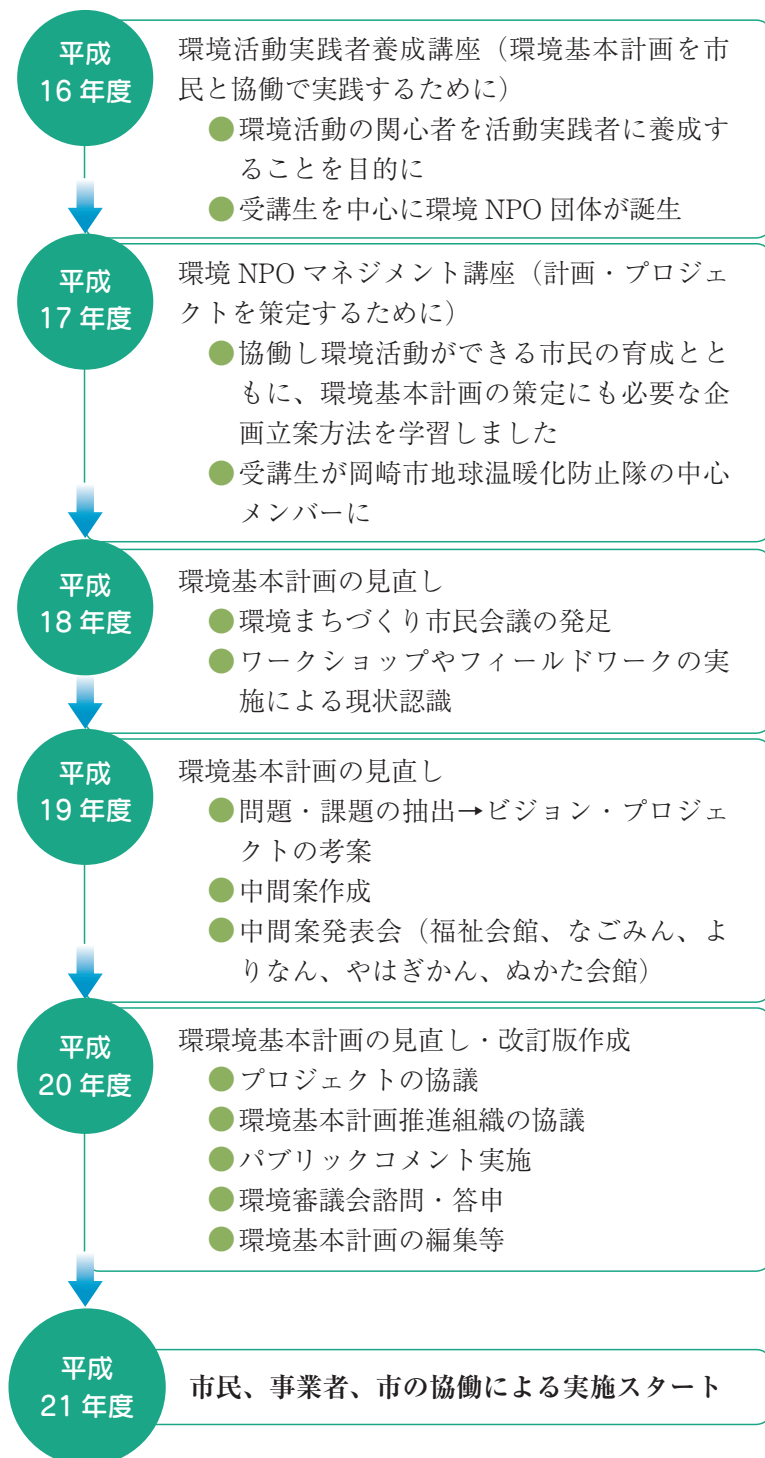
5-2 環境にやさしいライフスタイルを推進する

市民・事業者の環境に配慮した行動を推進し、ライフスタイルの見直しを図りながら、環境にやさしいまちをめざします。

- ① 市民の取り組みの推進と支援
- ② 事業者の取り組みの推進と支援
- ③ ボランティア活動の育成と支援

環境基本計画改訂の歩み～実効性を第1に考えた市民との協働による計画づくり～

市民、事業者、行政協働プロジェクトは、「岡崎市環境まちづくり市民会議」により生まれました。岡崎市環境まちづくり市民会議は三度の公募による市民委員を中心に、事業所や各種団体などから推薦された委員、市役所内ワーキンググループ委員により構成され、ともに学びあいながら、関係づくり、計画づくりを進めてきました。計画の実行に際しても、より多くの市民に関わり、市民、事業者、市の協働により進めます。



「地域や社会が直面している環境問題」と「私たちの課題」そしてビジョン

自然分野

地域や社会が直面している問題
山林が荒廃している
山林の保水能力が低下している
山林に対する関心が低い
山林の現状が認識されていない
耕作放棄地が増えている
耕作放棄地を有効活用するシステムがない
浸水被害がたびたび発生する
地域における結びつきが低下している
都市の進展等により、自然が減少している
自然環境に対する意識がまだまだ低い
環境保全活動者の固定化
フォトコンテストの応募者の広がりが少ない
生活排水による水質汚濁が依然としてある
市民の水環境に対する意識が低い
水への親しみやすさ（親水性）が低下している

私たちが感じた課題
間伐などをして森林を保全しよう
水源を守ろう
山林との共生を図ろう。里山の保全活動を活発化しよう
里山を学習の場としよう
自然環境を保全しよう
生物の多様性を図ろう
農地の貸し手と借り手を結ぶシステムをつくろう
土地の保水力を向上させよう
新住民と旧住民の交流を増やそう
まちの中の貴重な自然を残そう
環境に関心をもつきっかけを増やそう
大学生などの若い人の参加を増やそう
デジタルカメラなどで気軽に参加する仕組みを作ろう
水（環境）に関心を持とう
河川環境活動を積極的にしよう

ライフスタイル分野

地域や社会が直面している問題
食品がエネルギーを喰っている
食品ごみが多い
買い過ぎが多い。必要量買えない
自然エネルギーがあまり利用されていない
廃食油が利用されていない
中水利用が進んでいない
容器包装ごみが多い
省エネ製品のよさが理解されていない
まだ使えるものがごみになっている
事業者のがんばりが市民に知られていない

私たちが感じた課題
旬のもの、地産地消で岡崎っ子の未来を守ろう
購入者のニーズにあった売り方をすすめよう
岡崎での環境教育をひろめよう
エコロジーなライフスタイルを広めよう
欲しい時、必要な量買える方法を考え、広めよう（広めよう、ジャスト・イン・タイム・ショッピング）
自然エネルギーを見直そう、利用しよう、広めよう
廃食油が出ない工夫を広めよう、出た油の利用を広めよう
雨水、風呂水等、“中水”の有効利用を広めよう
容器包装の少ない売り方をすすめよう
ごみの少ない買い物をひろめよう
省エネ製品を知ろう、知らせよう、購入しよう
耐久性があり、修理可能なエコ製品を広めよう
修理できる店の情報を広めよう
環境にやさしい企業・商品を、みんなで応援、つくりだそう

交通分野

地域や社会が直面している問題
自動車に依存した生活・まちになっている
通勤による渋滞がひどい
自動車による環境負荷が大きい
事業者、ドライバーに自動車による環境破壊の意識が低い
公共交通への関心が低い
バスが不便
バスに乗る人が少ない、誰も乗っていないバスが走っている
自転車に乗る人のマナーが悪い
自転車に乗りやすい道が整備されていない
駐輪場が少ない。バス停、商店街に駐輪場がない
車優先の道路。歩きやすいまちになっていない
車に依存した生活になっている。短い距離でも車を利用する
自動車による二酸化炭素排出が多い
車を利用しないと生活できない地区がある
交通事故が多い

私たちが感じた課題
自動車に依存しすぎないまちにしよう
通勤に使用する自動車を減らそう（まずは、通勤時にできるだけ公共交通機関を使用するような社会にしよう）
事業所において自動車による環境破壊の対策に取り組むようにしよう
乗ると楽しい、便利なことを知ってもらおう
誰もが便利で使いたくなるバスにするための方法を考えよう
自転車のマナーを良くし、自転車の地位を向上させよう
自転車を利用しやすいまちにしよう
バス停、商店街等で小規模駐輪場を増やそう
歩きたくないような道・まちにしよう
歩いても移動できる事を知ってもらおう
車を利用する時も二酸化炭素を排出している意識付け、エコドライブを普及させよう（車の利用を減らす意識付けをしよう）
エコドライブは交通安全にもなることを知らせよう

問題解決・ビジョン実現のためのプロジェクト
里山を我が家に持ち帰ろう!! 一家一絆運動
遊休農地再利用のための「お見合い大作戦」!
フォトアートコンテスト
わたしたちの里川づくり

ビジョン
鳥がさえずり 陽射しを温かく包み込む 緑豊かな森
清らかで澄みきった 絶え間なく流れるせせらぎ
子ども達の歓声が絶えることのない 笑顔で交流が続くわがまち
ここは、……三州岡崎 自然の恵みに生かされるまち



課題解決・ビジョン実現のためのプロジェクト
低炭素な「食と農」プロジェクト
岡崎を、自然エネルギーをいっぱい利用する町にしよう
廃食油を利用して、バイオディーゼル燃料（BDF）に有効活用しよう事業
岡崎天水桶を広めよう!
あなたが買おうとしている商品、厚着していませんか? やめまい! 過剰包装
岡崎版省エネマイスター制度普及事業
すてずに修理でモノがよみがえるおかざきづくり
みんなに知ってもらおう。環境にやさしい事業者

ビジョン
自然のいとなみの中で その自然をうまく利用してくらす
ほかの生き物と仲良く 生活の場を分け合ってくらす
自然のめぐみをいただき 無駄使いをせずにくらす
子や孫の時代につながる そんなくらしが 実現している



課題解決・ビジョン実現のためのプロジェクト
歩く・自転車・公共交通・自動車から考えたプロジェクト
みんなでやろまい! エコ通勤
未来につなごう公共交通
自転車乗りん
ぶらつきょろりん
車乗るならエコドライブ

ビジョン
バスが市民の足となり 町は楽しく歩く人で溢れ 自転車道には自転車が 安全に行き交う
桜並木が川面に映え 花火が季節を彩り 人や環境にやさしく 活気に満ち 安心して暮らせるまち 岡崎



自然

プロジェクト
No.1

里山を我が家に持ち帰ろう!! 一家一絆運動 いっかいちぎずな

目的	広く市民に里山保全活動への参加を呼びかけ、里山保全を推進する。市民参加をサポートするボランティア団体との交流の中から、森林の持つ役割、問題や歴史など、人と自然との結びつきを楽しみながら学ぶ。また、木材や木材製品等を見直すきっかけ、里山との結びつきとなる、里山産間伐材製品（絆）の一家に1つの普及を目指す。
活動主体	環境基本計画推進組織、市民、自然環境保全ボランティア団体、森林組合等、市（自然共生課）
対象	市民
効果	里山保全活動の推進、里山の活性化、環境意識の高揚、木材製品等に対する意識変化、里山産間伐材製品（絆）の普及（材の循環）

活動内容

【第1段階】（期間：プロジェクト開始1年目）

- ・市民会議委員・自然環境保全ボランティア団体・森林組合等・市を中心とした検討会を開催する。
- ・保全活動（間伐作業・記念植樹）の実施と里山産間伐材製品（自己間伐木による製品）のニーズなどについてアンケート等を実施すると共に事業実施について検討する。
- ・モデル地区（里山）を選定する。



【第2段階】（期間：2年目）

- ・森林組合等と調整のもと、里山産間伐材製品の試作品（例：子ども用積木・表札・写真立て・米櫃・椅子・机など）を作成し、試作品に対する一般市民を交えた意見交換会を開催する。

【第3段階】（期間：3年目）

- ・一般市民の応募による試行。実際に保全活動（間伐作業・記念植樹）に従事してもらい、保全活動及び里山産間伐材製品に対する感想や意見をもらう。

【第4段階】（期間：4年目～）

- ・広く一般市民に呼びかけ事業展開を図る。なお、事業参加市民については了解を得たうえで里山や森の駅等において実施されるイベントなどの周知を行い継続的な関係形成を図る。

【第5段階】（期間：5年目～）

- ・参加人数・間伐材製品購入人数・参加者アンケートなどにより事業評価及び改善策の検討を実施する。
- ・植樹場所として里山を提供することにより、市の実施する他の事業と連携を図ることができないか検討する。

※ここで言う里山は、居住地近くに広がり、薪炭用材の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に継続的に利用されることにより維持・管理されてきた森林だけでなく、人里近くにあり、人々と結びついた山・森林など広義の里山をいう。

評価基準

参加人数：年60人、間伐材製品購入者：年60人
意識調査：環境意識向上・木材製品等に対する意識変化の有無

自然

プロジェクト
No.2

遊休農地再利用のための「お見合い大作戦」！

目的	遊休農地を利用することにより岡崎の水環境の保全と地産地消を進め、住民同士の交流を増すことで地域力を高める。また、農業体験を通じ生きがいを生み出す。岡崎市内で田んぼや畑を利用した活動をしている市民団体と協働する。 田畑があることで自然の営みや生き物たちとの共生の重要性を伝える。 畑のモデル地区活動実施、地域のコミュニケーションづくりに努める。
活動主体	環境基本計画推進組織、市民、土地改良区、JA（農業協同組合）、自然保護推進団体、市（農務課、環境総務課、農地整備課、農業委員会）
対象	遊休農地を所有している人々、農業をしてみたい、農地を活用したいと思っている人々、農業を通じた環境教育を実施したいと思っている小中学校、社会貢献や環境活動を展開したいと思っている事業所
効果	平野部、丘陵部、山間部それぞれの原風景を維持向上させることができる。コミュニケーションづくりに努め、地域住民そして市民・事業所・市の関係が豊かになる。岡崎らしい景観や生物多様性の保全、治山治水、地産地消に効果的。

活動内容

【第1段階】（期間：プロジェクト開始1年目）【お見合い条件検討・お見合い相手募集など】

- 1) 環境基本計画推進組織と関係者が遊休農地の現状と所有者の意向を把握する。「遊休農地を貸し出しても良い人」「遊休農地を借りて農業をしてみたい、農地を活用したいと思う市民・事業者・保育園・幼稚園・小中学校・団体」を把握する。
- 2) 2年目に実施する場所：丘陵地、平野部、市街地から2地区を決定する。
- 3) フォトアートコンテストから出た意見を反映し場所の選定を考慮する。
- 4) 所有者の意向と活用ニーズ分析、農地利用方式や実施要項を検討する。

【第2段階】（期間：2年目～5年目）【お見合い活動拡充展開】

- 1) 条件に合う者同士を環境基本計画推進組織と関係者がコーディネートし「お見合い」を実施する。必要に応じコーディネーターと技術指導者を配置し、持続的な所有者と利用者の関係および遊休地利用のために支援を行う。
- 2) 「農業体験講座」の活用や開催により農業への関心を高めるとともに、食の安全性意識向上を図る。
- 3) 農業以外にも水環境保全に資するいろいろな農地活用の検討を実施する。
- 4) 「所有者」「利用者」に集まってもらい、それぞれの経験や思いを共有し、さらに気持ちよく遊休農地利用を展開していくための方策を検討する座談会などを実施する。毎年1地区程度ずつ実施箇所を増やす。

評価基準

参加人数、実施地区数



自然

プロジェクト
No.3

フォトアートコンテスト

目的	写真（記録）を通して市民へ環境（自然）啓発に努めるとともに、自然を学び、保全保護する活動のきっかけづくりをする。また、岡崎市内の学生たちに環境活動への参加を促す。
活動主体	環境基本計画推進組織、市民、市内の大学の学生、事業者、市民、市（環境保全課、環境総務課）
対象	市民、事業者、大学生
効果	岡崎市内にある大学と、環境問題に取り組む事業者と、市民と行政と自然保護活動団体とをつなぎ、市民の力を発掘し、人の流れをつくる。（持続性をもたせる）

活動内容

【第1段階】（期間：プロジェクト開始1年目）

- 1) 岡崎の環境面に重視したフォトアートコンテスト要旨を決定（まちのいいところ〔わるいところ〕を写真に写す。）
- 2) 事業実施方法策定
- 3) 推進母体づくり及び審査委員組織づくり
- 4) 試行プロジェクト「プレフォトアートコンテスト」実施
- 5) メールマガジン利用による情報配信準備
- 6) 他の部会との連携体制確立



【第2段階】（期間：2～3年目）

- 1) フォトアートコンテスト応募案内開始
- 2) 応募受付実施（応募作品集約、メールマガジン登録）
- 3) 応募作品審査
- 4) 意見集約のためのフォトアートコンテスト車座集会開催（関係団体、作品応募者も参加）
- 5) 次年度応募方法再検討（定着化）
- 6) 電子作品展（Webサイト公開等）調整・開示

【第3段階】（期間：4年目～）

- ・前年までの内容に加えて、事業開始以降の写真データを整備し、市内全学区（50学区）毎のフォトアートコンテスト応募作をもとに「わがまちマップ」を作成する。



評価基準

メールマガジン登録者数、電子作品展実施、わがまちマップ完成

自然

プロジェクト
No.4

わたしたちの里川づくり

目的	河川を単なる排水路としてでなく、私たちにとって身近なものとして、正面から向き合って考え、日常生活に深く密接に関わりを持つような水環境“里川”づくりを目指す。
活動主体	環境基本計画推進組織、市民、市（環境保全課、環境総務課、自然共生課、農地整備課、河川課、公園緑地課、市民協働推進課）
対象	市民
効果	川や池を身近に感じるようになることで、家庭排水にも関心をもつようになり、水質改善が期待できる。また、水辺環境がよくなることで、市民に憩いややすらぎを与えるようになる。

活動内容

【第1段階】（期間：プロジェクト開始1年目）……土台作り

- ・平成20年から開始した市民一斉水環境調査や乙川サミットの課題を検討し、より広い参加が得られるように市民とともに改善する。
- ・水質ボランティアを市内全域に配置するよう努める。



【第2段階】（期間：2年目～4年目）……きっかけ作り

- ・市民とともに水辺ふれあいマップを作成し、市民が水辺に関心をもつようにする。マップを作成する際には、市内全域を対象とするのではなく、特定の河川（流域）に限定し、作成する。
- ・従来の河川美化活動を発展させ、アダプトプログラム（里親制度）による河川環境保全活動を推進する。なお、アダプトプログラムを実施する際は、モデル地区で行い、その評価を行うものとする。
- ・市民が水辺に近づきやすいよう、阻害となっている竹林の対策を検討する。竹林駆除の対策をする際は、現状を把握するとともに、竹の利用方法も検討する。
- ・ため池の池干し時に魚つかみ取り大会などのイベントを実施し、水環境により関心を持ってもらう。

【第3段階】（期間：5年目）……広がり

- ・第1段階、第2段階の事業を継続・発展させるとともに、水環境に関心を持った市民が、環境市民養成講座（仮称）を受講した後、小中学校で環境学習を指導する。
- ・さらに矢作川流域の他の団体とも連携を深め、活動の活性化を目指す。



評価基準 市民一斉水環境調査による評価

ライフスタイル

プロジェクト
No.1

低炭素な「食と農」プロジェクト

目 的	国産・地産の旬の農産物を普及するなど、食と農にかかわるエネルギー消費量を減らす。
活動主体	環境基本計画推進組織、市民、農業関係者、市民団体、市（環境総務課、農務課、教育委員会）
対 象	市内スーパー・小売店、市民
効 果	生産・輸送エネルギーの消費削減で地球温暖化の被害を抑えることができる。 日本の農業・岡崎の農業が活性化する。 日本の食糧自給率を高めることができる。 生産者と消費者の心のつながりを深めることができる。 物を大切にする、心豊かな低炭素社会（※）を実現することができる。

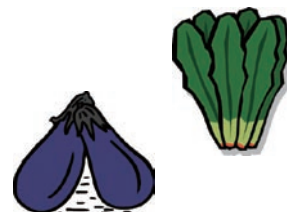
活動内容

【第1段階】（期間：プロジェクト開始1年目）

- 1) 環境基本計画推進組織の中に「エコライフ推進隊（仮称）」を立ち上げる。
 - ・岡崎及び周辺地域の農業や食品ごみの現状を調査する。（地元農産物の品目と生産農家および販売店、輸出入品目、温室栽培と露地栽培の比率、小売店での食品の販売方法、食品ごみの排出状況、生ごみの堆肥化及び利用状況など）。
 - ・フード・マイレージ（農産物輸送におけるエネルギー消費量）、食品ごみの処理にかかるエネルギー消費量などを調査する。
 - ・「地産地消」「スーパーと農家の直接契約」などの先行事例を調査する。
 - ・食品ごみを減らし、また地産地消を促すために何ができるかを検討する。

【第2段階】（期間：2年目～）

- 1) 第1段階の調査結果を公表する。
- 2) 「洗い箸を使おう」キャンペーンを実施する。
 - ・飲食店に洗い箸の使用を呼び掛け、協力店を公表する。
- 3) 「地元の農産物を食べて温暖化を止めよう」キャンペーンを実施する。
 - ・「おかざき農業まつり～地元の農産物を食べて温暖化を止めよう」「岡崎市民もちつきまつり～地元のおもちを食べて温暖化を止めよう」などを企画、実施する。
 - ・市内小売店に地元農産物の積極的な販売を働きかけるとともに、売り場にキャンペーンの標語を表示、啓発パネルを設置してもらう。協力店を公表する。



【第3段階】（期間：3年目～）

- 1) 「生ごみ減量プロジェクト」を実施する。
 - ・飲食店に「生ごみを出さない売り方」を提案する。
 - ・市民団体と協力して「エコクッキング教室」を開催する。買物や調理で生ごみを出さない方法の啓発を行う。
 - ・農家、スーパー、飲食店、給食センターなどと協力して、生ごみを堆肥化する。
 - ・賞味期限切れ食品や食品ごみの家畜飼料化を検討する。
- 2) 小・中学校で「食と環境」をテーマとした出前講座を実施する。

【第4段階】（期間：5年目～）

- 1) 農業との関連で、CO₂排出権取引の可能性を検討する。
 - ・「農地の環境保全効果」「CO₂削減効果」を数値化、視覚化。
 - ・農業を活性化させるため、「農業生産及び農産物消費におけるCO₂削減分を排出権として売却し、農家の収益とする仕組み（排出権取引）」の可能性を検討。

※ 地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出が少ない経済や生活の仕組みを構築した社会

評価基準

洗い箸を使おうキャンペーン協力店が、2年後 50%以上、5年後 80%以上
他のキャンペーン協力店（団体）が、3年後 20 店（団体）以上、6 年後 100 店（団体）以上
岡崎市の生ゴミを、5 年後 10%減量、10 年後 30%減量

ライフスタイル

プロジェクト No.2

岡崎を、自然エネルギーをいっぱい利用する町にしよう

目 的	太陽、風、水、バイオなどの自然エネルギーをもっと利用して、地球温暖化を防止する。
活動主体	環境基本計画推進組織、市（環境総務課、商工労政課）、環境活動団体など
対 象	市民、小中高校、地域団体など。個人住宅、集合住宅、事業者、公共施設
効 果	みんなで取り組むことにより、環境意識を高揚。 有限である化石燃料を長期間利用することができる。

活動内容

【第1段階】推進組織作りと調査（期間：プロジェクト開始1年目～2年目前半）

- 1) 環境基本計画推進組織の中に「自然エネルギーの利用を広める会（仮称）」を設置する。
- 2) 利用可能な自然エネルギー、機器等の調査をする。
 - ・連携し活動の輪を広げるために、市民会議以外の市民の間で自然エネルギー利用促進の動きはないか調査する。
 - ・実際に自然エネルギーを利用した上での利点、欠点など生の情報を、現在利用している市民、工場等から情報収集する。
 - ・自然エネルギー利用に関する万（よろず）相談に応じられるよう、種類、技術、機器、コスト、補助金、法律などの情報を調査・収集・整理する。
 - ・自然エネルギー利用をもっと広める可能性を知るために、年間の平均風速、日射量、河川の水量・流速、ムダに捨てられているバイオマスなど、利用可能な自然エネルギーについて調査する。
 - ・田原市、長野県飯田市など、自然エネルギー利用を組織的に推進している地域を訪問して、失敗したこと、苦労したことなどを学ぶ。

【第2段階】実行計画の作成（調査後0.5年）

- 1) 自然エネルギー利用の情報センター（仮称）を設置する。
- 2) 広報、ホームページ、コミュニティFM放送、タウン誌、市民まつり環境展、出前講座などによる自然エネルギー利用の啓発と設備設置の支援する。
- 3) 自然エネルギー利用の先進組織・市町村へ一般市民参加のエコツアーを実施する。
- 4) 市民参加（行動、資金など）の自然エネルギー利用組織の設立を構想する。
 - ・例）中央総合公園でみんなの風力発電機を回す、公共施設の屋上にみんなの太陽電池を設けるなどの仕組みを作る。



【第3段階】実施（期間：2年目～）

- ・可能なものから先行して、実施する。

評価基準

太陽光など自然エネルギー利用設備件数 5年後3倍、10年後10倍
 市民参加型自然エネルギー利用組織の立ち上げ 2年後
 市民参加型自然エネルギー利用発電容量 5年後3MW、10年後10MW

ライフスタイル

プロジェクト No.3

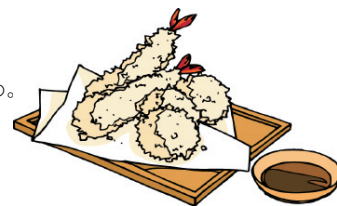
廃食油を利用して、バイオディーゼル燃料（BDF）に有効活用しよう事業

目的	廃食油の排出による河川水質の悪化、下水施設の負担増を解消する。
活動主体	環境基本計画推進組織、環境活動団体、食品加工事業者、市指定給油スタンド、食品油製造会社、市（環境総務課、廃棄物対策課、商工労政課、学校給食センター）等
対象	市民、学校給食センター・食品加工事業者、給油スタンド、食品油製造会社、運送業者（食用油配送業者）等
効果	河川の汚濁防止、ごみ焼却炉・下水施設の負担軽減、軽油の使用量抑制、軽油車両排出ガス中の硫黄酸化物（SOx）の排出減少

活動内容

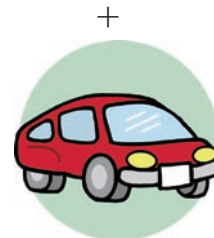
【第1段階】（期間：プロジェクト開始後9か月目まで）

- 1) 環境基本計画推進組織の中に「BDF分科会（仮称）」を結成し、環境活動団体、各関係事業者等との協働事業とする。
- 2) BDFに関する資料を作成する。
- 3) 廃食油の排出先、排出量、受入先などを調査し、リストを作成する。
- 4) 先行設置施設、食品油製造会社施設などを見学する。



【第2段階】（期間：1年6か月目まで）

- 1) 廃食油の回収・精製・BDF使用等のフロー案を作成する。
- 2) 排出先・受入先リストにより、BDF活動事業の説明会を実施する。
- 3) テストプラントの建設を行う。（稼働施設の流用含む）
- 4) BDFに関して使用認可等が必要な場合は、手続きをする。
- 5) 市役所のディーゼル車両においてBDFの使用を実施する。



【第3段階】（期間：2年目～）

- 1) まだ参加されていない飲食業者に対して、廃食油排出の参加を働きかける。
- 2) ガソリン業者に対して、市民からの廃食油受入の参加を働きかける。
- 3) 各種イベントに参加して環境教育（廃食油）の有効利用と回収を実施する。
- 4) 市民に対して、廃食油BDF化運動への参加を呼びかける。

【第4段階】（期間：3年目～）

- 1) 廃食油回収のより効率的な回収方法と普及啓発運動を実施する。
- 2) 廃食油の循環利用システムの確立を図る。

評価基準

（事業開始後5年目に下記内容にて評価を実施する。）
 廃食油排出事業者数：30事業者以上（廃食油提供側）
 廃食油受入先（スタンド含む）：10施設以上（BDF化施設と廃食油回収施設）
 BDF燃料車両数：20台以上（岡崎市役所の公用車両を含む。）

ライフスタイル

プロジェクト No.4

岡崎天水桶を広めよう！

目的	水道水のかわりに雨水（天水）を利用したり、風呂の残り湯などの中水を利用することで、水資源の有効活用を図り、循環型社会を担う。
活動主体	環境基本計画推進組織、市民団体、商工団体、事業者（管工事組合等）、市（環境総務課、下水施設課）
対象	市民、事業者等
効果	上水、中水を用途に合わせて使い分けることにより、水とエネルギー資源を有効活用することから、地球温暖化を防ぎ、循環型社会実現に貢献できる。

活動内容

【第1段階】現状調査（期間：プロジェクト開始1年目）

- ・環境基本計画推進組織の中に「天水桶チーム（仮称）」を設置し、現状を調査する。

【第2段階】実証試験（期間：2年目）

- ・雨水貯留槽設置の広報、普及啓発を行う。
- ・保育園、学校等で岡崎天水桶（雨水タンク）を設置する。
- ・風呂水利用の啓発を行う。
- ・企業の中水利用の取り組みを、紹介し活用してもらう。

【第3段階】普及活動により取り組みを広める（期間：3～4年目）

- ・中水プラントを紹介する。
- ・保育園の父母の会、PTA、卒業生記念品などとして設置の検討を進める。



評価基準

水道水の利用（供給量）：5年後 10%減

ライフスタイル

プロジェクト No.5

あなたが買おうとしている商品、厚着していませんか？
やめまい！ 過剰包装

目的	過剰な容器包装は必要ないことを世間に広め、できるかぎり余計な包装を断ることにより、販売側及び製造側の意識改革を促す。
活動主体	環境基本計画推進組織、市民、市（環境総務課）
対象	市民、市内スーパー・小売店、商工団体、商工会議所
効果	過剰な包装は必要ないという気づき、ごみの削減、リサイクル偏重社会からの脱却、容器包装分のコスト削減による販売価格の低下、資源の枯渇延命化

活動内容

【第1段階】学習段階（プロジェクト開始3か月以内）

- ・各家庭のごみ・資源ごみに関するアンケート調査を行い、公表する。

【第2段階】体験段階（プロジェクト開始6ヶ月以内）

- ・過剰包装の実態を知ってもらうための「エコマンダーと一緒に買い物をしよう！」キャンペーン実施！
※協力店舗の名称をホームページや広報に掲載する。

【第3段階】実践段階No.1（プロジェクト開始1年目）

- ・容器トレー削減、簡易包装など各店舗の実態に合わせた要望を行う。
- ・マイカップ、リユースカップ利用可能な飲料販売方法の研究を行う。

【第4段階】実践段階No.2（2年目）

- ・実践できる店舗を応援しよう！
→消費者：「エコショッピング宣言（仮称）」をした人にエコシール、エコグッズなどを進呈
→販売店：容器トレー未使用商品、量り売り商品に、エコシールを貼り付けてもらうよう交渉

【第5段階】啓発段階

- ・環境にやさしい買い物ができる店舗を調査、格付けし「エコしておくれんガイド」を作成する。
- ・「エコショップ制度（仮称）」の創設
- ・修理可能な店、省エネマイスター、環境配慮店舗などの情報をまとめた冊子やWebの作成、エコショップ制度に市内の製造事業者を加えて、エコライフ推進隊（仮称）を結成し、製造段階での簡易包装を呼びかける。
- ・エコショップ制度認定店舗に対する「報奨的仕組み」の検討を行う。



評価基準

エコショップ登録店舗数：初年度 50 店舗、3 年後 100 店舗
プラスチック製容器包装ごみ：5 年後 10%削減

ライフスタイル

プロジェクト No.6

岡崎版 省エネマイスター制度普及事業

省エネマイスター……省エネ情報に精通した有資格者

目 的	省エネ製品の普及と購入者の知識向上 グリーンコンシューマー（環境を重視する消費者）の拡大
活動主体	環境基本計画推進組織、岡崎商工会議所、環境活動団体、地域の地球温暖化防止活動推進センター、市民、量販店業者（地域の電気店舗含む）、市（環境総務課、商工労政課）等
対 象	市民、量販店業者（地域の電気店舗含む。）等
効 果	省エネ製品の普及に伴い CO ₂ の削減と地球温暖化防止に繋がる。 グリーンコンシューマーの拡大に伴い生産者・消費者共に環境配慮製品の拡大に繋がる。

活動内容

【第1段階】（期間：プロジェクト開始6か月まで）

- 1) 環境基本計画推進組織の中に「省エネマイスター制度分科会（仮称）」を結成する。
- 2) 市内の大型量販店業者において省エネ（家電版）に関する調査を実施する。
- 3) 市民に対する環境学習用資料分科会を結成する。

【第2段階】（期間：プロジェクト開始1年目）

- 1) 地域の地球温暖化防止活動推進センターの協力を得て、協働事業とし、各種資料を入手する。
- 2) 「岡崎版省エネマイスター制度（家電版）」の定義、審査基準を作成する。
- 3) 大型量販店に審査基準資料で、説明会を実施し協働事業の協力を求める。
- 4) 分科会員が店舗にて審査を実施し、審査結果を店舗に報告し、公表する。
- 5) 店舗において「岡崎版省エネマイスター制度（家電版）」を表示する。
- 6) 環境教室の先生（講師）の養成研修を実施する。



【第3段階】（期間：2年目～）

- 1) 「岡崎版省エネマイスター（家電版）」店舗から本来の個人マイスターの登録試験を実施する。
- 2) 店舗説明員の「岡崎版省エネマイスター（家電版）」登録制度を実施する。
- 3) 個人が「岡崎版省エネマイスター（家電版）」のエンブレムを付ける。
- 4) 省エネマイスター表彰委員会（仮称）を設置して、表彰制度を実施する。
- 5) 各種イベント等を利用して環境教室を実施する。

【第4段階】（期間：3年目～）

- 1) 家電版から自動車版にマイスター制度（車版）を拡大する。

評価基準

（事業開始後 5 年目に次の内容にて評価を実施する）
市内大型量販店の参加店舗数が 80%以上（小売業者の参加を呼びかける。）
環境教育実施により、グリーンコンシューマー市民団体が 10 団体以上（設立し活動の実施）

ライフスタイル

プロジェクト No.7

すてずに修理でモノがよみがえるおかざきづくり

目的	市民が修理できる店の情報にいつも触れられるようにする。 修理可能なエコ製品の必要性を市民に広める。
活動主体	環境基本計画推進組織、ケーブルテレビ事業者、各小中学校、市（環境総務課、ごみ対策課、教育委員会）
対象	市民、修理を行える店、製造事業者（市内、市外を問わず）
効果	「修理の重要度」を広く市民が認知できるようになる。 企業が修理可能なエコ製品をつくるようになる。

活動内容

【第1段階】（期間：プロジェクト開始1年目前半）

「修理の重要性」を自覚する仲間を増やし、いろいろな調査を進める。

- ・環境基本計画推進組織の中に「エコライフ推進隊（仮称）」を結成する。
- ・分科会に設置された各種の作業チームの活動行う。
- 1) 「リペア（修理）による経済効果」や「廃棄物〈埋め立て〉と修理との関係」を専門機関や関係機関に聞き取り調査する。
- 2) 「自分の住む地域の修理のできる店と、その店で修理可能なもの調査隊」を広く市民から募集し、調査をする。募集では一般公募（市政だより、ケーブルテレビ事業者、ホームページ）に加え、活動が小中学生の学校教育の一環とできるよう工夫をした募集を行う。
- 3) 「こんな修理可能な製品があったらいい調査隊」を広く市民から募集し、「市民はどんなエコ製品の開発を希望しているか」と、「現在市場に出回っている修理可能製品にどんなものがあるか」を調査する。

【第2段階】（期間：6か月～1年6か月）

「修理の重要性」を自覚する仲間が収集した情報を広く市民に発信し、市民に「修理の重要性」を認知させ、「修理の可能性」を提示する。

- ・「修理の重要性」に関する各種の調査結果をまとめる。
- ・この調査結果を広く市民に広める。
- 1) ケーブルテレビ事業者、ホームページ、市政だよりで広報する。
- 2) 市のイベントで動画または掲示形式で広報する。
- 3) 小冊子（ミニコミ誌形式）にまとめて市内の各所に置く。又は各家庭に配布する。



評価基準

粗大ゴミ発生量 5年後 20%削減

ライフスタイル

プロジェクト No.8

みんなに知ってもらおう。環境にやさしい事業者

目 的	環境問題に取り組む事業者を応援し、グリーンコンシューマー（環境を重視する消費者）を拡大することにより、環境にやさしい事業者と商品を岡崎市に増やしていく。
活動主体	環境基本計画推進組織、市民、事業者、環境活動協議会、環境活動団体、市（環境総務課、商工労政課）
対 象	市民・事業者
効 果	環境にあまり関心のない市民に気づきを促し、グリーンコンシューマーが増えていく。環境問題に取り組んでいる企業を広く知ってもらうことにより、企業が環境問題に取り組む活力を生む。その活力が環境にやさしい商品を生む。

活動内容

【第1段階】（期間：プロジェクト開始9か月目まで）

- ・市内学校や事業所などを対象として活動する人員を募集し、環境基本計画推進組織の中に部会（イベント部会、データ部会等）を設置する。

【第2段階】（期間：初年度～1年6か月まで）

- ・岡崎の環境マップ作成実施団体・活動実績及び市内の環境イベントの現況を調査する。
- ・環境問題に取り組む事業者を調査する。

【第3段階】（期間：2年目～）

- ・「おいでん! エコ事業所めぐり（仮称）」を実施する。
- ・「岡崎環境マップ（仮称）」の作成を開始する。
- ・「おかざき環境メルマガ（仮称）」を発信するように研究及び準備を開始する。
- ・岡崎版事業所環境ISO登録制度の見直しに、参加及び協力をする。
- ・（仮称）カーボンオフセット事業者制度の仕組みを検討する。

【第4段階】（期間：3年目～）

- ・「おかざき環境メルマガ（仮称）」の発信を開始する。
- ・「おかざきエコシール募金（仮称）」について検討する。
- ・「おかざきエコグランプリ（仮称）」を実施する。（環境活動プレゼンコンテスト）
- ・「おかざきグリーンコンシューマーズ（仮称）」を募集する。（環境にやさしい事業者を応援する。）

【第5段階】（期間：4年目～）

- ・「おかざきグリーンコンシューマーズ（仮称）」の活動を開始する。
- ・製造事業者に対し、製造及び販売方法について要望する。
- ・（仮称）カーボンオフセット事業者制度の運用、募集、周知する。



評価基準

おかざきエコグランプリ参加企業 10 社以上、おかざきグリーンコンシューマーズ5年後 500 人以上登録、カーボンオフセット事業者数

交通

プロジェクト
No.1

みんなでやろまい！ エコ通勤



目的	通勤をマイカーからバスや電車に変えることにより、環境にやさしいまちをつくる。自家用車通勤からエコ通勤（公共交通・自転車・徒歩等）へ。エコ通勤を普及させることで、通勤以外の移動手段も車からシフトさせる。
活動主体	環境基本計画推進組織、市民、事業者、通勤者、交通事業者、市（環境総務課、政策推進課、商工労政課）
対象	市民、事業者、交通事業者、行政、通勤者
効果	地球温暖化防止への寄与、交通公害の軽減、渋滞解消

活動内容

【第1段階】（期間：プロジェクト開始1年目）

市内の数社の事業所へ行き、通勤実態や企業の実施しているエコ通勤対策などを聞き取り調査する。環境基本計画推進組織、賛同する市民、市で構成する「エコ通勤調査委員会（仮称）」を作り実施する。

【第2段階】（期間：2年目前半）

この情報を基に「エコ通勤調査委員会」でアンケートを作り、市内の会社へ配布し調査する。このアンケートにおいては、通勤における環境負荷を企業で把握又は自覚を促すことも目的のひとつとする。

【第3段階】（期間：2年目後半）

回答のあった会社を以下のような項目で分類し、それぞれに対する評価基準を作る。（通勤エリア（総延長）、通勤実態（車の割合）、交通機関上の立地条件、自社バスの有無、ISO取得、従業員の人数、労働基準法上の問題、工業団地内等）

【第4段階】（期間：3年目前半）

回答のあった会社の中から積極的な事業所を巻き込んで第1回エコ通勤対策シンポジウム（仮称）を企画する。その場で優秀な事例を公表する。「エコ通勤対策会議」の組織設置について検討し、設置のための準備をする。

【第5段階】（期間：3年目後半）

「エコ通勤調査委員会」に加え再び市民、市、事業所、通勤者（社員）、交通事業者に呼びかけ、エコ通勤対策について話し合う場「エコ通勤対策会議」を立ち上げる。シンポジウム（仮称）や表彰に加え、エコ通勤のモデル事業の案やマイカーから公共交通機関利用などの方策をまとめ、可能なエコ通勤に関する社会実験の提言をする。

【第6段階】（期間：4年目～）

「エコ通勤対策会議」はモデル事業や社会実験を実施してくれる事業所を募り、事業実施後は可能な協力を行う。企業はモデル事業、エコ通勤に関する社会実験を行う。

【第7段階】（期間：5年目～）

「エコ通勤対策会議」はモデル事業の実施、検証に加えノーカーデー、パーク＆ライドなど通勤の環境負荷を低減させる方策やインセンティブについても検討し、「エコ通勤」の普及を目指す。

評価基準

エコ通勤に参加する事業所が前年より増加すること（第6段階以降）
参加した事業所のマイカー通勤者の割合が前年より減少すること（第6段階以降）

交通

プロジェクト
No.2

未来につなごう公共交通

目的	公共交通の利用を促進する。
活動主体	環境基本計画推進組織、市民、事業者、交通事業者、市（政策推進課、環境総務課）
対象	市民、交通事業者
効果	地球温暖化防止への寄与、交通公害の軽減、渋滞解消、高齢者の外出の利便性向上、公共交通やまちへの関心が高まる、人の流れの活性化

活動内容

【第1段階】（期間：プロジェクト開始1年目～2年目）

- 1) 環境基本計画推進組織を中心とした市民・市・交通事業者・専門家で公共交通の利用促進のための組織（仮称 公共交通利用促進会議）をつくる。
- 2) 公共交通利用促進会議でバス利用促進のための調査を行う。利用促進実験路線（以下「モデル路線」という）を決めるためのアンケートを兼ねる。（バス利用促進について、どのようなことがあればバスに乗りたくなるか。また、モデル路線を決定するために利用することを目的とし、地域の人たちの意識を知ることのできる内容とする。）
- 3) バス路線沿線地域の人と合意の下にモデル路線を決定する。

【第2段階】（期間：2年目～4年目）

モデル路線を対象に次の事業を行う。

- 1) モデル路線にて徒歩・自転車・公共交通を統合した情報マップを作成する。
- 2) 公共交通に興味を持たせるためのイベントを開催する。
- 3) 子ども対象にバスの乗り方を含めたバス環境教室を開催する。
- 4) 交通のプロジェクトと連携したバス利用イベントを開催する。

【第3段階】（期間：3年目～5年目）

第2段階で選定したモデル路線の利用増加のため、次のことを含め、実施する。

- ・岡崎市バスの日などを検討し、バスの日はバスを利用することを呼びかける。
- ・バス事業者とバスの日は特典を付加することが可能かどうかなどを検討する。
- ・第1段階で実施したアンケート調査を踏まえ、可能な施策を実行する。

【第4段階】（期間：5年目～）

- 1) 第2段階、第3段階で実施した結果を市民に公表する。
- 2) ルートの見直しなどを市民とバス事業者が一緒に実施できるような土壌とする。
- 3) 他の路線についても、バス利用促進活動団体をつくり、活動を支援する。
- 4) パークアンドライド（車及び自転車）、バスの優先時間、レーン（東岡崎周辺だけでも可）が実現できるかなどハード面などを含めた次のステップを考える。
- 5) バス路線数の増加を図る。
- 6) 岡崎に合う新交通システムを検討する。

評価基準

モデル路線の公共交通機関利用者数を増加させること（第2段階以降）
路線数の増加（第4段階以降）



交通

プロジェクト
No.3

けった
自転車乗りん



目的	自転車利用の楽しさ、便利さ、マナーを知ってもらい、自転車で安全に移動しやすいまちをつくる。
活動主体	環境基本計画推進組織、市民、自転車愛好者、事業者（自転車販売店、自転車製造業者）、交通事業者、市（政策推進課、環境総務課、安全安心課、道路建設課、道路維持課）
対象	市民
効果	地球温暖化防止への寄与、交通公害軽減、渋滞解消、健康増進、歩行者が安心して歩ける

活動内容

【第1段階】（期間：プロジェクト開始1年目～2年目）

- 1) 環境基本計画推進組織が自転車に関心を持った人たちを集め実行委員会を結成する。自転車を活用したまちづくりに対する関心を高める。
自転車に関する意識啓発、自転車利用の広報、環境学習、マナーアップキャンペーン、自転車モニター等による市内の自転車マップ（ヒヤリマップ、サイクリングマップ等）作りを行う。
- 2) 岡崎の自転車販売店の調査をし、店マップを作る。
- 3) 自転車販売店を自転車利用の拠点する……駐輪場の設置、自転車マップ等を置いてもらう。レスキュー、空気入れの設置を実施する。

【第2段階】（期間：2年目～5年目）

調査や情報収集に基づいた社会実験の企画立案を作成する。

- 1) バス停や商店街の駐輪場の現状調査、放置、盗難自転車の現状調査、バス停や商店街の駐輪場、軒先駐輪場の設置企画立案を行う。
- 2) 自転車を楽しむイベント企画立案（レンタルサイクルの利用）、「自転車の日」の計画、岡崎サイクリング大会、自転車技術競技大会の企画をする。
- 3) レンタルサイクルの企画立案をする。
- 4) モデル自転車レーンの設置企画立案をする。

【第3段階】（期間：2年目～10年目）

社会実験プログラムを展開するにあたりモデル事業をたちあげ実施する。

- 1) 自転車を楽しむイベントの実施（岡崎サイクリング大会、自転車技術競技大会）する。
- 2) バス停や商店街の軒先駐輪場の整備実施する。
- 3) レンタルサイクルのシステム作り（駅、バス停、コンビニ等へのレンタルサイクルの設置）を行う。

【第4段階】（期間：5年目～）

- ・自転車が安心安全に走れる道路の整備。鉄道、バス事業者とのタイアップでレールアンドサイクル事業の企画をしていく方向へ検討していく。
- ・事業者との連携でノーカーデーの設定や通勤手当支給などを検討する。

評価基準

軒先駐輪の数（10年後100箇所）
教室やイベントに参加した人数、レンタルサイクル車の台数、利用台数（以上、第3段階以降）、
自転車専用道路（レーン含む。）の距離（第4段階以降）

交通

プロジェクト
No.4

ぶらつきよろりん

ぶらつきよろりん……ぶらっと歩いて、まちをきょうきょう歩いてみりん（三河弁）



目的	「歩くことは健康にも環境にも優しく楽しいもの」という意識を市民に発見、再認識してもらい、車のちょい乗りから歩くことにシフトさせる。
活動主体	環境基本計画推進組織、市民、商店主、交通事業者、市（環境総務課、政策推進課、商工労政課、観光課、道路建設課、道路維持課、社会教育課）
対象	市民、観光客
効果	地域の活性化、人のにぎわいを創出、地球温暖化防止に寄与、交通公害の軽減、渋滞解消、健康増進

活動内容

【第1段階】（期間：プロジェクト開始1年目）

- 1) 環境基本計画推進組織、市民団体などを中心にプロジェクトチームを作る。
- 2) モデル地域を決定する。（公共交通のモデル路線が決定している場合はその地域を考慮する。）

【第2段階】（期間：初年度～2年目）

- 1) モデル地区の住民、商店主等を巻き込み「ぶらつきよろりん実行委員会」を作る。
- 2) 地域の魅力的な資源や実施されているイベント、地域住民の意識調査を実施する。
- 3) 調査結果を参考にし、イベントを企画、立案する。（以下について考慮する。）
 - ア、調査結果を踏まえながら、商店主、企業、市民を網羅したプログラムを作成。環境からの視点を考慮したウォークラリーや商店でのもの作り体験を通して、歩くことは楽しく環境にも良いことを体感できるようにする。
 - イ、集合場所への行き方の調査（自転車、公共交通、パークアンドライドなど）をし、広報をする。
 - ウ、「伝統工芸」や「歴史・文化財」など次の世代に伝えていくべきものも盛り込む。
 - エ、いろいろな地域の人に来てもらい、地区ごとの実行委員会の下地づくりをする。

【第3段階】（期間：1年目～2年目）

モデル地区において、ぶらつきよろりんを実施し、イベント参加者の情報に基づき、歩きマップを作成する。

【第4段階】（期間：2年目～8年目）

- ・地区ごとに順次、実行委員会をつくり、プロジェクトチームと一緒に企画立案をする。（例 市内中学校区別に年間を通して「歩く」イベントを企画立案）
- ・地区（学校区）ごとにイベントを実施し、モデル地区同様、地区の歩きマップを作成する。

【第5段階】（期間：3年目～）

- 各地域の歩きマップをまとめ、全市的な歩きマップを作成し、全市民的な取り組みとする。
- ハード面の援助
 - ・歩きたくないような道の整備を行政とともにやっていく。
 - ・公共交通（名鉄、まちバスなど）、商店、環境美化などをタイアップさせた、継続性ある仕組みをつくり広報をしていく。
 - ソフト面での継続
 - ・地域ごとの実行委員会が企画立案を継続し、毎年恒例となるようテーマを変化、進化させていく。「新しい風と人」を吹き込む。

評価基準

開催地区数（19地区）
イベントで歩くことを体験した参加者数、歩きマップ作成地区数、全市の歩きマップの完成（第3段階以降）

交通

プロジェクト
No.5

車乗るならエコドライブ

目的	車依存社会を見直し、CO ₂ を削減することで、地球温暖化を防止する。
活動主体	環境基本計画推進組織、市民、事業者、自動車教習所、環境活動団体、交通安全協会、市（環境総務課）
対象	市民、事業者
効果	地球温暖化防止への寄与、交通公害の軽減、交通事故の減少

活動内容

【第1段階】（期間：プロジェクト開始1年目）

環境基本計画推進組織、エコドライブに取り組む団体等を中心にエコドライブ普及のための組織を立ち上げる。

【第2段階】（期間：1年目～3年目）

- 1) 市民、事業者向けに車の運転方法「エコドライブ」（実技・座学）の講座を実施する。（毎年継続実施）
- 2) イベント（エコドライブコンテスト、標語、市民宣誓大会など）を実施する。
- 3) エコカーの普及促進活動を実施する。
- 4) 燃費計を貸出し、エコドライブを促すエコドライブモニターを実施する。

【第3段階】（期間：3年目～）

- 1) エコドライブ普及組織で、エコドライブリーダー養成講座を開催する。エコドライブ普及組織はエコドライブリーダーの要件を決定し、養成講座の結果で要件を満たした者をエコドライブリーダーとして認定する。
- 2) 事業所にエコドライブリーダー養成講座に参加するように働きかける。
- 3) 自動車教習所などの協力を求め、免許証取得者に対し、エコドライブ講習が実施されるように働きかける。
- 4) 事業所のエコドライブの取り組みを調査し、優秀な事業所を表彰、エコドライブ事業所として認定する。

【第4段階】（期間：4年目～）

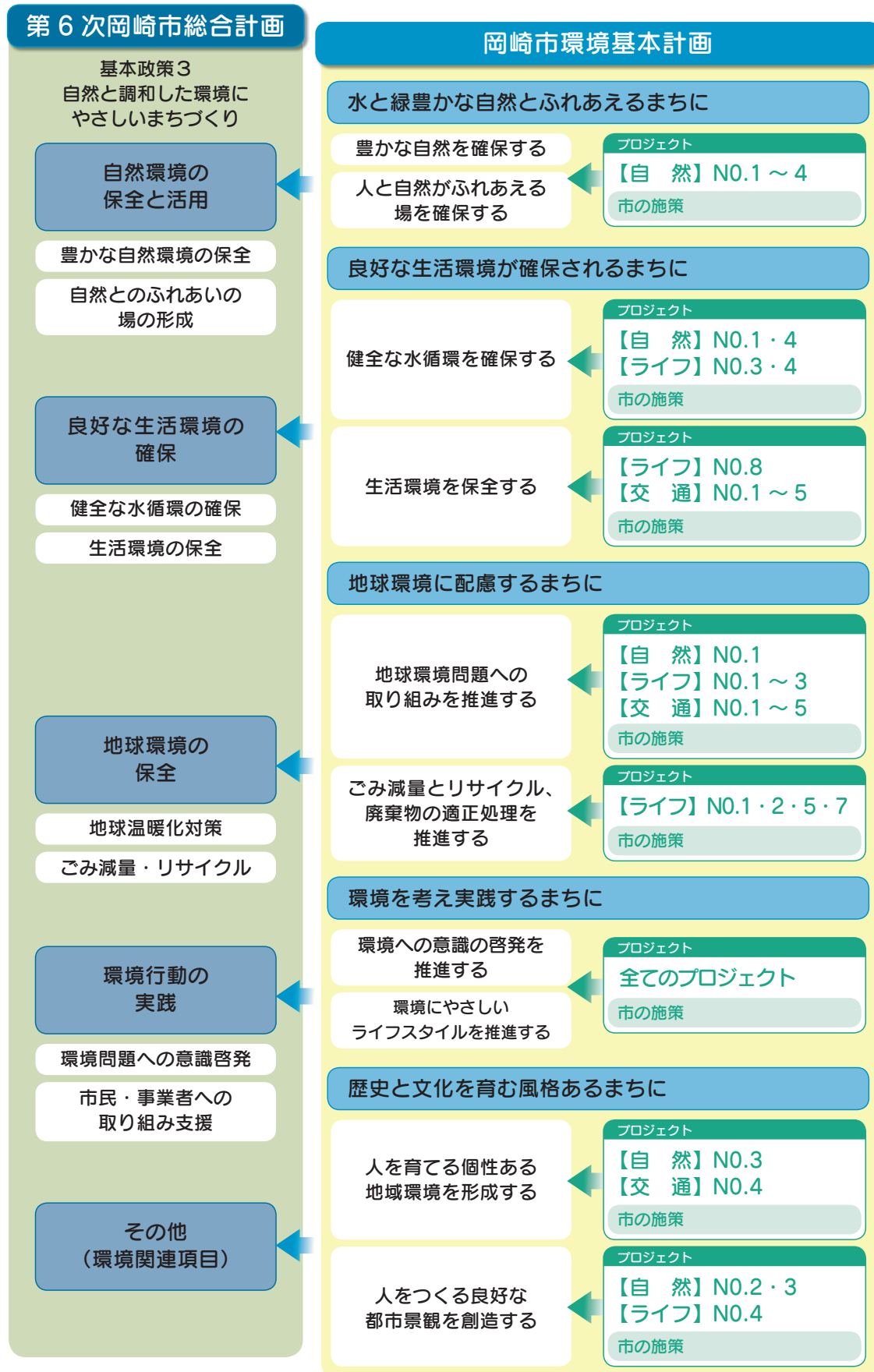
- 1) エコドライブリーダーが中心となり、事業所におけるエコドライブを推進する。
- 2) エコドライブリーダー中心となり各地域等でエコドライブ講座が実施できるようにする。



評価基準

エコドライブ講座参加人数（10年間で14000人）
エコドライブリーダーの数（10年間で140人）（第2段階以降）

市民協働プロジェクトと環境目標



市民協働プロジェクトの目標と指標

「環境共生都市 岡崎」の達成度を計るため、次の6項目を指標とします。

また、各プロジェクトに環境指標と目標値を定めるほか、プロジェクトの各段階の進行管理を行っていきます。

指標	測定	実績（平成 19 年度）	目標（平成 32 年度）
健康な森の数	自然のサイクルがある森の数 ^{※注 1}	平成 21 年度調査	平成 21 年度に比較し増加させる。
ホタルの観察地点数	ホタルが見られる小学校区数 【市民参加】	平成 21 年度調査	平成 21 年度に比較し見られる小学校区を増加させる ^{※注 2}
CO ₂ 排出量	市内の CO ₂ 排出量	平成 21 年度 推計調査	平成 22 年度地球温暖化対策実行計画で策定 ^{※注 3}
ごみの発生量	1 人 1 日あたりのごみの量 ^{※注 4} (処理量及び資源化量)	589g (資源物を除く)	579g (平成 29 年度) (資源物を除く)
公共交通機関利用度	公共交通の利用者の人数 ^{※注 5}	96,034 人 / 日	111,380 人 / 日 (平成 26 年度)
協働事業の関心度	協働事業の参加人数	平成 21 年度開始	毎年前年度比増

※注 1 自然のサイクルがある森

定義 ①定期的な市民活動により整備されている。②市民が自然体験等できる。

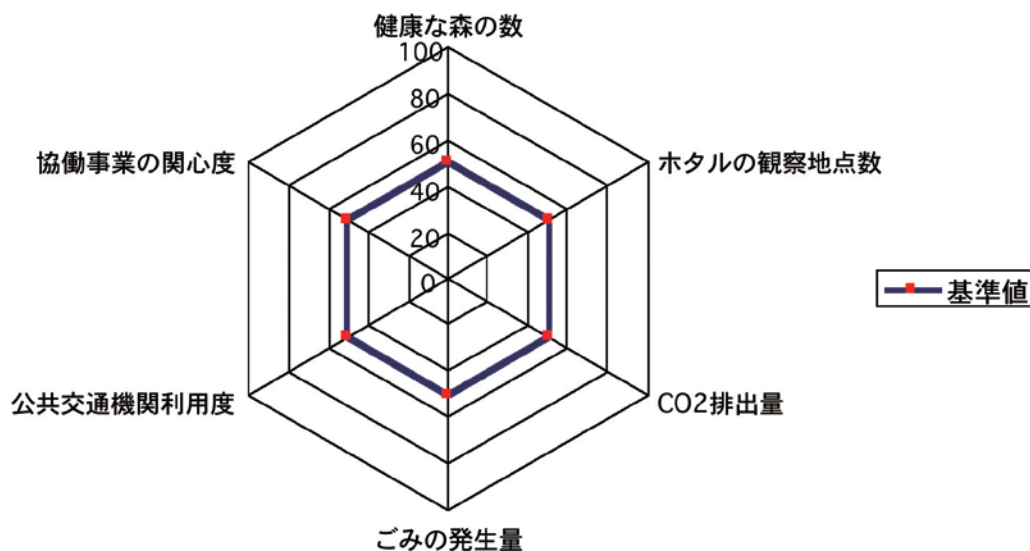
③生き物が棲める。④木材等が活用されている。

※注 2 生態系に配慮することを最優先する。ホタル観察地点数は、水質の向上、森の保全などにより、現在生息している地点が点から線に、また面的に広がることにより、観察できる学区が自然に増加することを意味し、ホタルの捕獲、移殖、他の流域への幼虫の放流などを考えたものではない。

※注 3 地球温暖化実行計画には温暖化防止に実効的な数値設定を含むことを目指す。

※注 4 環境基本計画推進組織では総量削減（処理量及び資源化量）を目指す。

※注 5 平成 26 年度以降については、公共交通の分担率の向上を目標設定とする。



※基準値（19 年度実績または、調査年度）を 50 とし、目標値を 100 とし、達成度を表す。

計画推進の考え方

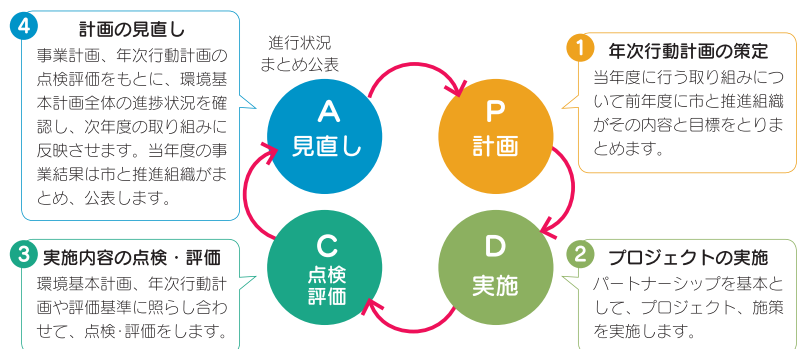
本計画に示された様々な施策、市民協働プロジェクトを確実に実行し、目指す将来像（ビジョン）及び環境目標を達成するには、その計画全体の進捗状況を適時確認しながら、それを踏まえた適切なプロジェクト・施策の実施やそれらの相互調整を行うなど、適切に対応する仕組みが必要になります。このためには、本計画を総合的に推進する推進体制の整備が不可欠になります。本市の環境を良くし、持続可能な地域社会を築くには、行政だけでなく、市民や事業者の主体的な取り組みのほか、市民、事業者、市のパートナーシップによって、相乗効果をもたらすような取り組みが重要です。

そのため、本計画は計画改訂の初期段階からパートナーシップ型で実施しましたが、引き続き、パートナーシップのもとに計画を推進していくことを基本的な考え方とします。

進行管理システム

進行管理においては、「PDCA サイクル」を用います。PDCA とは、「Plan（計画）」、「Do（実施）」、「Check（点検・評価）」、「Action（見直し）」のことで、P→D→C→

A→P→D→……と繰り返し、スパイラルアップしていくことで、プロジェクトの進行状況における問題を解決し、改善しながらビジョンの実現を目指す、進行管理の考え方です。



計画の推進体制

パートナーシップによる推進組織

市民、事業者、市が協働で環境基本計画を推進するため、広く市民、市民団体、事業者等が参加できる環境基本計画推進組織を設置し、この推進組織に市も参加することでパートナーシップによる計画の実践を目指した組織とします。

市民、市民団体、事業者等が環境基本計画のプロジェクトに参加できるような仕組みとして、単独または関係プロジェクトごとの推進委員会を運営します。この推進委員会には、市の関係課等も参画し、パートナーシップでプロジェクトを進めます。

庁内推進体制

パートナーシップに基づきながら、本市が主体的に責任を持って環境基本計画を推進していくため、庁内の推進体制を整えます。

庁内推進組織は、環境基本計画に基づく施策・事業の基本方針や重要事項について、庁内の関係課等で庁内推進組織を組織し、各課相互の連絡調整を行い、本計画に関連して行う各施策・事業の総合的、計画的かつ効果的な執行を図ります。また、全庁的な本計画の進行管理については環境マネジメントシステムを運用し、計画の推進を図ります。